

告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和六年六月二十一日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日下部 伸 三

埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求書の受付

令和6年4月18日

3 請求の内容

(1) 請求の対象者

埼玉県知事

(2) 請求の趣旨

ア 埼玉県職員A（しらこぼと公園管理事務所長（当時））（以下「A」という。）には次の非違行為があった。

(ア) 2023年4月29～30日に行われた水着撮影会開催のための公園利用申請を不許可としなければならなかったにもかかわらずこれを許可したこと

2023年4月29～30日の水着撮影会当日の監視業務に当たっていたしらこぼと公園管理事務所職員の職務上の義務違反または職務懈怠についての当該職員の上司としての管理監督責任

2023年4月29～30日の水着撮影会の実態を少なくとも2023年6月3日に一般市民に指摘されるまで1か月以上も把握せず、自ら主体的・能動的に調査していなかったこと

2023年6月10日に開催予定だった水着撮影会について、未成年者の出演が予定されていたことを理由に中止要請を行うべきであったにもかかわらずこれを怠ったこと

2022年4月1日にしらこぼと公園管理事務所長に就任して以来、何度も未成年者を出演させる水着撮影会の開催を許可したこと

しらこぼと公園における水着撮影会について未成年者の出演および客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったこと

イ 前埼玉県職員B（埼玉県公園緑地協会理事長（当時））（以下「B」という。）および埼玉県職員C（埼玉県公園緑地協会副理事長（当時））（以下「C」という。）には次の非違行為があった。

(ア) Aの上司としての管理監督責任

(イ) 川越公園管理事務所長の上司としての管理監督責任

川越公園管理事務所長の非違行為は次のとおり。

a 2023年5月14日に川越公園で開催された水着撮影会が公序良俗に違反していたことを理由として同じ主催者が6月11日に開催予定だった水着撮影会の中止要請をするべきであったにもかかわらずこれを怠ったこと

b 2023年5月14日の水着撮影会当日の監視業務に当たっていた川越公園管理事務所職員の職務上の義務違反または職務懈怠についての当該職員の上司としての管理

監督責任

- c 2022年6月11～12日に開催された未成年者を出演させた水着撮影会の開催を許可したこと
 - d 川越公園において水着撮影会の許可条件を明文化していなかったこと
- (ウ) 加須はなさき公園管理事務所長の上司としての管理監督責任
加須はなさき公園管理事務所長の非違行為は次のとおり。
- a 2022年7月2日に開催された未成年者を出演させた水着撮影会の開催を許可したこと
 - b 加須はなさき公園において水着撮影会の許可条件を明文化していなかったこと
- (エ) 公園緑地協会理事長および副理事長兼代表理事としての職務上の義務違反または職務懈怠
- a 2023年4月29～30日にしらこぼと公園で行われた水着撮影会開催のための公園利用申請を不許可とすべきであったにもかかわらずこれを許可した職務上の義務違反または職務懈怠
 - b 2023年6月10日にしらこぼと公園で開催予定だった水着撮影会について、未成年者の出演が予定されていたことを理由に中止要請を行うべきであったにもかかわらずこれを怠ったこと
 - c 2023年5月14日に川越公園で開催された水着撮影会が公序良俗に違反していたことを理由として同じ主催者が6月11日に開催予定だった水着撮影会の中止要請をするべきであったにもかかわらずこれを怠ったこと
 - d 公園緑地協会副理事長兼代表理事に就任して以来、未成年者を出演させる水着撮影会の開催を許可したこと
 - e 水着撮影会について未成年者の出演および客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったこと

(3) 請求する措置の内容

- ア Aに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するAの各非違行為(不作為を含む。以下同じ)から遅くない時期に減給または停職の懲戒処分を行うべきであるにもかかわらず、知事がAに対して減給または停職処分を怠り、給与を減額せずに全額支給し続けていることは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり(地方自治法第242条第2項の規定により、本件請求の対象となるのは2023年4月18日以降に支出されたものとなる。以下同じ)、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をAに対して行うか、あるいは、Aに対して減給または停職処分を行って給与を減額して支給することで財産上の損害を実質的に補填する等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。
- イ Bに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するBの各非違行為から遅くない時期に減給または停職の懲戒処分を行うべきであったにもかかわらず、知事がBに対して減給または停職処分を怠り、給与を減額せずに全額支給し続けたことは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。
- よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべき

であった金額相当額の返還請求をBに対して行う等の財産上の損害を補填する適切な是正措置を講ずべきことを求める。

ウ Cに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するCの各非違行為から遅くない時期に減給または停職の懲戒処分を行うべきであるにもかかわらず、知事がCに対して減給または停職処分を怠り、給与を減額せずに全額支給し続けていることは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をCに対して行うか、あるいは、Cに対して減給または停職処分を行って給与を減額して支給することで財産上の損害を実質的に補填する等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

エ Aに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するAの各非違行為から遅くない時期に戒告の懲戒処分を行うべきであるにもかかわらず、知事がAに対して戒告処分を怠り、本請求書で戒告処分相当の非違行為として指摘する行為を踏まえずに勤務成績評価を行い、2023年4月1日付と2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定し、その昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給し続けていることは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をAに対して行うか、あるいは、Aに対して戒告処分を行って次回の定期昇給の昇給区分および昇給号給数に反映し、給与を減額して支給することで財産上の損害を実質的に補填する等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

オ Bに対し、任命権者であった埼玉県知事は、本請求書に記載するBの各非違行為から遅くない時期に戒告の懲戒処分を行うべきであったにもかかわらず、知事がBに対して戒告処分を怠り、本請求書で戒告処分相当の非違行為として指摘する行為を踏まえずに勤務成績評価を行い、2023年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定し、その昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給し続けたことは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をBに対して行う等の財産上の損害を補填する適切な是正措置を講ずべきことを求める。

カ Cに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するCの各非違行為から遅くない時期に戒告の懲戒処分を行うべきであるにもかかわらず、知事がCに対して戒告処分を怠り、本請求書で戒告処分相当の非違行為として指摘する行為を踏まえずに勤務成績評価を行い、2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定し、その昇給区分および昇給号給数に基づいた金額の給与が2024年4月19日以降に支給されることが予定されている。これは違法若しくは不当な公金の支出が「相当の確実さをもって予測される場合」に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被ることが相当の確実さをもって予測される。よ

って、知事に対し、2024年4月19日以降に支給予定の給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をCに対して行うか、あるいは、Cに対して戒告処分を行って次回の定期昇給の昇給区分および昇給号給数に反映し、給与を減額して支給することで財産上の損害を実質的に補填する等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

キ Aに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書で非違行為として指摘するAの行為または不作為を勤務成績評価に反映し、2023年4月1日付と2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定してその昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給しなければならなかったにもかかわらず、本請求書で指摘する行為または不作為を踏まえずに成績評価を行い、2023年4月1日付と2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定したものと推定される。そうした昇給区分および昇給号給数に基づいて不当に高い金額の給与を支給し続けることは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり(2024年4月1日付の定期昇給に基づく給与の支出が行われるのは2024年4月19日からであるが、既に昇給区分および昇給号給数が決定されている以上、それに基づいた金額の給与が支出されることは地方自治法第242条第1項の「相当の確実さをもって予測される場合」に該当することは明らかである)、これにより埼玉県は本来支給するべきであった給与の金額との差額の財産上の損害を被っているものと推定される。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来支給するべきであった金額との差額相当額の返還請求をAに対して行う等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

ク Bに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書で非違行為として指摘するBの行為または不作為を勤務成績評価に反映し、2023年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定してその昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給しなければならなかったにもかかわらず、本請求書で指摘する行為または不作為を踏まえずに成績評価を行い、2023年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定したものと推定される。そうした昇給区分および昇給号給数に基づいて不当に高い金額の給与を支給し続けたことは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来支給するべきであった給与の金額との差額の財産上の損害を被っているものと推定される。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来支給するべきであった金額との差額相当額の返還請求をBに対して行う等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

ケ Cに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書で非違行為として指摘するCの行為または不作為を勤務成績評価に反映し、2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定してその昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給しなければならなかったにもかかわらず、本請求書で指摘する行為または不作為を踏まえずに成績評価を行い、2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定したものと推定される。そうした昇給区分および昇給号給数に基づいて不当に高い金額の給与を支給することは違法若しくは不当な公金支出に該当するものであり(2024年4月1日付の定期昇給に基づく給与の支出が行われるのは2024年4月19日からであるが、既に昇給区分および昇給号給数が決定されている以上、それに基づいた金額の給与が支出され

ることは地方自治法第 242 条第 1 項の「相当の確実さをもって予測される場合」に該当することは明らかである)、これにより埼玉県は本来支給すべきであった給与の金額との差額の財産上の損害を被ることが相当の確実さをもって予測される。

よって、知事に対し、2024 年 4 月 19 日以降に支給予定の給与のうち本来支給すべきであった金額との差額相当額の返還請求を C に対して行う等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

埼玉県知事が上記 3 名の埼玉県職員に対して本来支給されるべき金額よりも多い額の給与を支給し続けているのは「違法若しくは不当な公金の支出」(地方自治法第 242 条第 1 項)に該当するので、上記「請求する措置の内容」記載のとおり適切な是正措置を講ずべきことを求める。

(4) 事実証明書

- ① 大阪地裁平成 19 年 5 月 22 日判決(裁判所ウェブサイト掲載)の写し
- ② 東京地裁令和元年 12 月 16 日判決(平成 28 年(行ウ)第 584 号違法公金支出損害賠償住民訴訟事件)の写し
- ③ 東京高裁令和 3 年 10 月 29 日判決(令和 2 年(行コ)第 23 号違法公金支出損害賠償住民訴訟控訴事件)の写し
- ④ 平成 31 年 3 月の東京都豊島区の住民監査請求結果(職員給与に係る住民監査請求③)の写し
- ⑤ 宮代町の住民監査請求結果(平成 22 年 11 月 24 日宮代町監査委員告示第 2 号)の写し
- ⑥ 東京新聞 2023 年 6 月 24 日朝刊の記事の写し
- ⑦ 東京新聞 2023 年 12 月 23 日朝刊の記事の写し
- ⑧ 埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会の提言の写し
- ⑨ 埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会第 2 回の議事概要の写し
- ⑩ 埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会第 3 回の議事概要の写し
- ⑪ 2023 年 6 月 12 日の埼玉県知事定例記者会見録の写し
- ⑫ 2023 年 4 月 29 日～30 日にしらこぼと公園で開催された水着撮影会の模様の写し
- ⑬ 東京新聞 2023 年 8 月 27 日朝刊の記事の写し
- ⑭ 2022 年 12 月に策定されたしらこぼと公園の水着撮影会の許可条件の写し
- ⑮ 「【お詫び】水着祭 2023 開催中止に関しまして」と題する文書の写し
- ⑯ 従前からの各公園共通の許可条件の写し
- ⑰ 公園管理事務所との電話の内容の記録の写し
- ⑱ 水着撮影会主催者のウェブサイトの写し
- ⑲ 2022 年度にしらこぼと公園で開催された未成年者が出演した水着撮影会の模様の写し
- ⑳ 平成 31 年 3 月の東京都豊島区の住民監査請求結果(職員給与に係る住民監査請求①)の写し
- ㉑ 2023 年 5 月 14 日に川越公園で開催された水着撮影会の模様の写し
- ㉒ 2022 年 6 月 11～12 日に川越公園で開催された水着撮影会の模様の写し
- ㉓ 2022 年 7 月 2 日に加須はなさき公園で開催された水着撮影会的主催者と出演者のウェブサイト、SNS アカウントなどの写し
- ㉔ 『新版逐条地方公務員法第 5 次改訂版』(学陽書房 2020 年)の抜粋の写し

- ⑳ 最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決民集 41 卷 1 号 122 頁の写し
- ㉑ 埼玉県と埼玉県公園緑地協会との間の埼玉県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項本文に基づく取決め書の写し
- ㉒ 公益法人等に派遣された自治体職員の派遣先団体における職務上の非違行為を理由に自治体首長が懲戒処分を行った事例について報じた新聞記事の写し
- ㉓ 「監査委員による住民監査請求の違法な却下処分への法的対応について」現代監査 No.27 (2017 年 3 月) の資料の写し
- ㉔ 公文書開示請求によって開示された給与明細(令和 6 年 4 月 2 日出総第 1262 号)の写し
- ㉕ 公文書開示請求によって開示された定期昇給関係文書(令和 6 年 4 月 2 日親人第 1 号、令和 6 年 4 月 8 日親人第 5 号)の写し
- ㉖ 『新版逐条地方自治法第 9 次改訂版』(学陽書房 2017 年)抜粋の写し
- ㉗ 埼玉県公園緑地協会が令和 6 年 3 月 5 日付で公表した「埼玉県営水上公園における水着撮影会開催の手引き」の写し

第 2 請求の要件審査

令和 6 年 5 月 15 日、監査委員会議を開催し、本件請求が地方自治法第 242 条第 1 項に定める要件を備えているものと認めた。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

令和 4 年 4 月から令和 6 年 3 月までの、公益財団法人埼玉県公園緑地協会に派遣されていた県職員が行った、県営しらこぼと公園において実施された「水着撮影会」に係る行為許可及び川越公園及び加須はなさき公園の当該行為許可に係る管理監督並びに当該行為許可から生じると主張されている当該県職員の懲戒処分及び勤務成績評価について、監査対象とした。

2 監査対象機関

公園スタジアム課、人事課、出納総務課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 6 年 5 月 29 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び陳述があった。

また、同日、公園スタジアム課、人事課、出納総務課の陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第 242 条第 8 項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

(1) 請求人の陳述の要旨

本件請求に係る当時の県職員 3 名 (A、B、C) が地方公務員法第 33 条が禁止する「信用失墜行為」および地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当する行為ないし不作為を行った。

2023 年 4 月 29 日～30 日にしらこぼと公園において開催された水着撮影会では、本件請求人が確認しただけでも、中学生 3 名を含む 12 名もの未成年者が出演している。当時し

らこぼと公園管理事務所長だったAは、主催者に対して未成年者を出演させないように事前に指導することを怠り、中学生を含めた未成年者を出演させる水着撮影会の開催を許可した。

CとBはAの上司としての管理監督責任および公園緑地協会副理事長(代表理事)としての責任を負う。

中でも、2008年9月23日生の当時14歳の中学生は、大腿部を開いた姿態や陰部や臀部を誇示した姿態の写真を撮影させている。このようなポーズや水着は明らかに公序良俗に反するもので、たとえ成人であったとしても禁止されなければならないものであり、実際、2024年度からは禁止されている(おしりを突き出すポーズ、水着をずらす、M字開脚など)。

また、2008年8月11日生の当時14歳の中学生を大勢の成人男性(大半は中高年男性と推測される)が取り囲んで撮影している。

常識的なものの見方をすれば、女子中学生にこのようなことをさせることが公序良俗に違反しない、公共の福祉を阻害するおそれはないとは考えられない。

このような撮影会を県民の税金で運営される公の施設である県営公園において開催することは到底許されないものであった(民間施設であってもこのような撮影会は許されるべきではない)。

このような撮影会の開催を許可したことについて、当時しらこぼと公園管理事務所長だったAとその上司であり公園緑地協会副理事長(代表理事)だったB、Cには極めて重大な責任があり、地方公務員法第33条が禁止する「信用失墜行為」および地方公務員法第29条第1項第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当することは明らかである。

請求人は「14歳の中学3年生を公称しており、芸能メディアにおいても女子中学生と記述されている少女の大腿部を開いた姿態や陰部や臀部を誇示した姿態の写真が撮影会の主催者と参加者によってSNSに投稿されている」証拠を示している。

公序良俗に反する水着撮影会への未成年者の出演や卑猥なポーズ・水着を遅きに失したとはいえ今年度から禁止したのは極めて当然のことであるが、それなら、昨年まで公序良俗に反する撮影会の開催を許可してきたことについての責任が問われなければならない。

2023年4月29日～30日の水着撮影会は、このように中学生が卑猥なポーズで撮影させるなど公序良俗に違反する行為が行われており、当日に監視業務に当たっていたしらこぼと公園管理事務所職員はこれを現認して主催者に対して直ちに警告し、こうした出演者らの行為を中止させる職務上の義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったものであり、当該しらこぼと公園管理事務所職員の上司であったAは管理監督責任を負う。

2023年4月29日～30日の水着撮影会は、このように県営公園において開催することが到底許されない内容であった(しかも、6月12日の記者会見で大野知事が明言しているとおり、しらこぼと公園において当時明文化されていた許可条件にすら違反していたものであった)にもかかわらず、同じ主催者が開催を予定していた6月24～25日の撮影会についてしらこぼと公園管理事務所がようやく中止要請を行ったのは6月8日になってのことだった。Aはしらこぼと公園管理事務所長でありながら、2023年4月29～30日の水着撮影

会の実態を少なくとも2023年6月3日に一般市民に指摘されるまで1か月以上も把握せず、自ら主体的・能動的に調査していなかった。こうしたAの悪質かつ重大な職務上の義務違反または職務懈怠もまた、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」および「信用失墜行為」に該当するものというべきである。

Aの上司であったBとCは管理監督責任および公園緑地協会副理事長(代表理事)としての責任を負う。

2023年5月14日に川越公園で開催された水着撮影会では、出演者が極めて卑猥な姿態の写真を撮影させている。このような撮影会は公序良俗に違反するものであり、公の施設である県営公園において開催することは到底許されないものであった。こうした撮影会の開催を未然に防げなかったことについて、川越公園管理事務所長の上司であったBとCには大きな責任がある。

川越公園管理事務所長は、5月14日の水着撮影会が公序良俗に違反していたことを理由として、同じ主催者が開催を予定していた6月11日の水着撮影会の中止要請を行わなければならなかった。川越公園管理事務所および公園緑地協会は、6月11日の水着撮影会の中止要請を行ったが、大野知事は協会に対してこの中止要請を撤回するように協会に指導し、知事の指導を受けて協会は中止要請を撤回した。

川越公園においても、公序良俗に違反する行為は禁止されていたし、川越公園管理事務所長は公序良俗に違反する行為をしたことを理由に同じ主催者が開催を予定していた6月11日の水着撮影会について中止要請を行わなければならなかったにもかかわらずこれを怠ったことは重大な職務上の義務違反または職務懈怠である。

川越公園管理事務所長の上司であったBとCは管理監督責任および公園緑地協会副理事長(代表理事)としての責任を負うものである。

これまで述べてきた上記3名の埼玉県職員の非違行為は減給または停職の懲戒処分に相当するものであるから、埼玉県知事が減給または停職処分を怠ったことは違法若しくは不当なもので、原因行為である知事の減給または停職処分の解怠が違法若しくは不当であるので、それに基づく本件支出も違法若しくは不当なものとなる。

また、上記3名の埼玉県職員の非違行為は少なくとも戒告の懲戒処分に相当するものであるから、埼玉県知事が戒告処分を怠ったことは違法若しくは不当なもので、原因行為である知事の戒告処分の解怠が違法若しくは不当であるので、3名の県職員がこれまで述べてきたような少なくとも戒告処分相当の非違行為を行ってきたことを知事が定期昇給における昇給区分および昇給号給数を決定する勤務成績評価において考慮しなかったことも違法若しくは不当なものであり、そうした昇給区分および昇給号給数の決定に基づく本件支出も違法若しくは不当なものとなる。

県も公園緑地協会も、本請求書で指摘した3名の県職員の非違行為について公式に謝罪したことはないことから、埼玉県知事は、Aの2023年4月1日付と2024年4月1日付、Bの2023年4月1日付、Cの2024年4月1日付の定期昇給において、本請求書で非違行為として指摘する行為または不作為を勤務成績評価に反映し、昇給区分および昇給号給数を決定してその昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給しなければならなかったにもかかわらず、本請求書で指摘する行為または不作為を踏まえずに成績評価を行い、定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定したものと推定される。

(2) 公園スタジアム課の陳述の要旨

ア 当時のしらこぼと公園管理事務所長の非違行為について

2023年4月29日～30日の水着撮影会については当時の許可条件に照らして許可したものであり、不許可とする理由はない。

アの当日に巡回した公園管理事務所の職員は許可条件に違反していた事例を発見しておらず所長も報告を受けていなかったため、職員の職務上の義務違反、所長の管理監督責任とすることはできない。

水着撮影会の行為許可にあたっては、主催者からの申請があつて許可条件を付して許可をしており、撮影会が行われている最中に、職員が巡回したが違反の確認はできなかった。撮影会の事後においてまで、自ら主体的に、能動的に調査する必要はなかった。

当時のしらこぼと公園の水着撮影会の許可条件では未成年者を出演させることを禁止していないため、「未成年者の出演」を理由に主催者に対して中止要請を行う必要はなかった。

2022年4月1日にしらこぼと公園管理事務所長に就任して以来、何度も未成年者を出演させる水着撮影会の開催を許可したことについては、当時の許可条件に照らして許可したもので、不許可とする理由はない。

当時は、しらこぼと公園における水着撮影会について未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を禁止していなかったため明文化していなかった。

上記により、当時のしらこぼと公園管理事務所長には非違行為があつたと認められない。

イ 当時の埼玉県公園緑地協会の理事長及び副理事長の管理監督責任の有無について

前述のとおり、当時のしらこぼと公園管理事務所長には非違行為が無かつたため、その上司としての管理監督責任もない。

後述のとおり、当時の川越公園管理事務所長には非違行為が無かつたため、その上司としての管理監督責任もない。

後述のとおり、当時の加須はなさき公園管理事務所長には非違行為が無かつたためその上司としての管理監督責任もない。

ウ 当時の川越公園管理事務所長の非違行為について

2023年5月14日の水着撮影会は、公然わいせつに該当するような露出があつたとは、請求人が提出した「事実証明書②」からも確認できないため、公序良俗違反があつたとは考えていない。

前述のとおり、公序良俗違反が無かつたため、同公園管理事務所職員の職務上の義務違反及び職務懈怠が認められない。

2022年6月11～12日の水着撮影会については当時の許可条件に照らして許可した。川越公園では、それまで許可条件を見直すような苦情もなく、職員による巡回中に特に問題になる水着やポーズを見つけたことがなかったので、詳細な許可条件を作成する必要がなかった。その後令和5年7月に、しらこぼと公園の詳細な許可条件を基に3公園共通の許可条件を作成している。

上記により、当時の川越公園管理事務所長には非違行為があつたと認められない。

エ 当時の加須はなさき公園管理事務所長の非違行為について

2022年7月2日の水着撮影会については当時の許可条件に照らして許可した。

加須はなさき公園では、それまで許可条件を見直すような苦情もなく、職員による巡回中に特に問題になる水着やポーズを見つけたことがなかったので、詳細な許可条件を作成

する必要がなかった。その後、令和5年7月に、しらこぼと公園の詳細な許可条件を基に3公園共通の許可条件を作成している。

上記により、当時の加須はなさき公園管理事務所長には非違行為があったと認められない。

オ 当時の公園緑地協会理事長及び副理事長としての職務上の義務違反又は職務懈怠の該当性について

行為許可については、権限が各公園管理事務所に委任されている。

上記ア～エのとおり、各公園管理事務所長に非違行為があったとは認められないため、公園緑地協会理事長及び副理事長としての職務上の義務違反又は職務懈怠があったと認められない。

(3) 人事課の陳述の要旨

ア 派遣職員に対する懲戒処分と勤務実績評価について

「派遣職員の分限処分及び懲戒処分は、県と派遣先とが取り交わす「取決め書」において、その都度、甲乙協議の上、行うものとする。」と定められている。

なお、「甲」は県を、「乙」は派遣先を指す。

「当時のしらこぼと公園管理事務所長、公園緑地協会の理事長及び副理事長の行為が、地方公務員法で規定する懲戒処分の事由に当たるか」についてであるが、本事案は派遣先の業務に関する事案であるため、派遣職員の派遣先の業務に対しては、県の地方公務員法上に定める職務上の義務は適用除外となる。

そのため、本事案における派遣職員に対する地方公務員法第29条第1項第1号の「法令違反」、同条同項第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」及び同法第33条の「信用失墜行為」に基づく懲戒処分等の必要性は、派遣先が検討する事案であると考え。派遣職員の勤務実績評価についてであるが、公益法人派遣中の県の部長級職員の場合は、「部長級職にある者の評価実施要領」に基づき、第一次評価者は部局長、第二次評価者は担当副知事、最終評価者は知事になる。

公益法人派遣中の県の課所長級職員の場合は、能力評価については「埼玉県職員人事評価規程」に基づき、第一次評価者は副部長等、最終評価者は部局長となる。実績評価については「派遣職員実績評価実施要領」に基づき、派遣先評価者は派遣先上司、第一次評価者は派遣先団体等の主務課を所管する副部長等、最終評価者は部局長となる。

昇給の判定については、「特定職員の昇給に関する勤務成績判定要領」に基づき、部長級職員については、「部長級職にある者の評価実施要領」に係る最終評価により行い、課所長級職員については、実績評価に係る最終評価の評語を基本とし、能力評価に係る最終評価の評語も参考にして、第一次判定者を副部長、最終判定者を部長として評語を決定する。

昇給判定の評語は、「極めて良好」、「特に良好」、「良好」、「やや良好」及び「良好でない」の5段階となっている。55歳以上の課所長級以上の職員は、勤務成績の判定の評語が「良好」以下の場合、55歳未満の課所長級以上の職員は、勤務成績の判定の評語が「良好でない」場合は昇給しない。

(4) 出納総務課の陳述の要旨

ア 給与及び諸手当の支出について

本県の給与、諸手当等は、人事課が発した人事発令及び総務事務センターが認定した諸手当や休暇情報等を基に、法令に従い出納総務課で計算の上、支給しており、当該事務処

理に違法性はない。

埼玉県職員措置請求書に記載された3名についても、前述の人事発令等及び法令に従い給与の支給を行ったものであり、当該事務処理に違法性はない。

なお、出納総務課には、人事発令や諸手当の認定に関する権限はない。

4 実地監査

人事課から、派遣職員に対する給与支給や懲戒処分の関係法令の提出などを受け、それらの根拠、勤務実績の評価方法などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

公園スタジアム課から、県営公園における行為許可の根拠、許可基準などの関係資料の提出などを受け、水着撮影会の実態、関係する条例等に対する違法性・不当性などの確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

出納総務課から、派遣職員に対する給料・手当の支出の手順・方法、それらが減額される場合の手順などの説明を受け、それらの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 県営の3公園（しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園）における水着撮影会の行為許可について

県営公園や公の施設の利用については、地方自治法第244条第2項において、正当な理由がない限り住民の利用を拒んではならないと規定されている。

また、埼玉県都市公園条例第9条第2項では、公園における行為の許可をしてはならない要件が規定されている。

水着撮影会の許可は、埼玉県都市公園条例第9条に基づき、指定管理者である埼玉県公園緑地協会が行っており、協会内部での権限は理事長から各公園管理事務所長に委任されている。

令和4年4月から令和6年3月までに、水着撮影会は、しらこぼと公園で31回、川越公園で31回、加須はなさき公園で2回開催された。

水着撮影会等の行為許可については、当時の許可条件に照らして許可がなされており、また、当時行われた水着撮影会は県青少年健全育成条例（以下「青少年条例」という。）や公序良俗に対する違反の事実認められない。

(2) 未成年者の出演について

水着撮影会に未成年者を出演または参加させることは、「有害役務営業」に該当する行為が行われなければ、青少年条例に違反しない。

また、令和6年3月5日に新たな許可条件が策定される前の水着撮影会の県営公園の

許可条件では、未成年者の出演を禁止していなかった。

このため、各公園の水着撮影会で未成年者が出演又は来場したかについて、各公園では把握する立場ではなかった。

(3) 水着撮影会の青少年条例と公序良俗との関連について

対象の期間で各県営公園で実施された水着撮影会では、出演者について年齢による出演の制限を許可条件に含めておらず、このため、監視した公園職員も出演者の年齢を確認する立場ではなかった。

水着撮影会では、「有害役務営業」などの事実は無かった。また、「公然わいせつ」に該当する性器の露出などの行為の事実は無く、公序良俗に反する事実はない。

さらに、会場は遮蔽して実施されており他の利用者の目に触れないように配慮されていた。

(4) 許可条件の策定・適用について

2022年度以前においては、いずれの県営公園においても、水着撮影会に特定した許可条件は策定しておらず、公園における行為許可の共通の条件を文書で示し、運用していた。

しらこぼと公園で2023年4月29日～30日に実施された水着撮影会では、行為許可の共通の条件に加えて、しらこぼと公園が策定した、モデルの服装やポーズなどに関する詳細な許可条件を適用していた。

この条件を基に同年7月に策定した3公園共通の詳細な許可条件を策定し、2023年9月及び10月のしらこぼと公園における水着撮影会で適用していた。

なお、巡回した公園管理事務所の職員が確認した範囲では、これらの許可条件に違反した行為は発見されなかった。

川越公園及び加須はなさき公園では、2023年6月までは公園における行為許可の共通の条件のみを運用していたが、それまで許可条件を見直すような苦情もなく、職員による巡回中に特に問題になる水着やポーズを見つけたことがなかった。

2023年9月及び10月の水着撮影会では、同年7月にしらこぼと公園の詳細な許可条件を元に策定した条件を適用している。

(5) 行為許可後の実態調査について

公園における行為許可は、主催者から許可申請の相談を受けて、事前にイベント内容や許可条件について説明等を行った上で、正式な許可申請を受付け、許可条件を付して許可をしている。

公園管理者は、行為許可したイベント実施中に、イベントが許可条件に違反していないかなどについて職員が巡回で確認している。

イベント終了後においては、イベントの内容等に関する調査は行っていない。

水着撮影会の場合も同様である。

(6) 懲戒処分について

公益財団法人埼玉県公園緑地協会への派遣職員に対する懲戒処分については、県と同協会が平成24年4月1日に取り交わした「取決め書」第11条において、「その都度、甲乙協議の上、行うものとする。」と定められている。（「甲」は県を「乙」は派遣先を指す。）

(7) 勤務成績評価について

埼玉県公園緑地協会を所管する公園スタジアム課によれば、3名の派遣職員について

は、適正な事務処理を執行しており、勤務成績評価に反映する非違行為は無かった。

(8) 給与等の支払について

県出納総務課が3名の派遣職員に対して支出した給与、諸手当等については、人事発令等及び法令に従い適正に支出されていた。

2 監査対象事項に対する判断

(1) 行為許可の違法性

請求人は、しらこぼと公園管理事務所長が、青少年条例の趣旨に反する、又は、公序良俗に反する水着撮影会を行為許可したことは違法である、と主張している。

公園での行為許可に当たっては、地方自治法第244条第2項で規定する「正当な理由」がなければ公園の利用を拒否することができない。また、都市公園条例第9条第2項では、公園の行為許可できない要件として「都市公園の管理上支障があると認められるとき」、「公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき」及び「その他都市公園の設置の目的に反すると認められるとき」が規定されている。

県が主催事業者及び施設管理者（公園緑地協会）に対する調査を行ったところ、青少年条例に定める有害役務営業に当たる事実は認められず、条例違反との判断には至らなかった。

また、公序良俗に反するか否かは、「公然わいせつ」など法令に違反する行為があるかどうか、一つの判断基準になる。刑法第174条の「公然わいせつ」における「わいせつ」とは、判例によると「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」とされており、具体的な基準はないものの、水着撮影会では性器の露出なども無く、「わいせつ」に該当するとはいえない。

また、会場は遮蔽して実施されており他の利用者の目に触れないように配慮されていた。

したがって、当該行為は、地方自治法第244条第2項において規定されている公園の利用を拒否する「正当な理由」又は県都市公園条例第9条第2項で行為許可できないとされる要件に該当するとはいえない。よって、しらこぼと公園管理事務所長の行為許可は、違法とはいえない。

(2) 許可条件の明文化について

請求人は、しらこぼと公園における水着撮影会について未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったこと、川越公園、加須はなさき公園において水着撮影会の詳細な許可条件を全く明文化していなかったことは、重大な職務上の義務違反又は職務懈怠であると主張している。

しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園においては、すべての行為許可の際には、許可書と合わせて許可条件を文書で示している。

その上で、しらこぼと公園において、水着撮影会について未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったのは、当時は未成年者の出演及び客としての入場に係る制限を設けていなかったためである。また、「有害役務営業」に該当しない水着撮影会であれば、青少年条例にも抵触していない。

したがって、未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を明文化してい

なかったことが職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるとはいえない。

また、川越公園及び加須はなさき公園においては、許可条件の明文化について、しらこぼと公園と異なる取扱いとなっはいるものの、必要な許可条件については文書で示しており、詳細な許可条件を明文化していなかったことのみをもって、職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるとはいえない。

(3) 行為実施当日の確認について

請求人は、水着撮影会に中学生が卑猥なポーズで撮影させるなど公序良俗に違反する行為が行われており、当日に監視業務に当たっていた職員はこれを中止させる職務上の義務を負っており、これを怠ったのは重大な職務上の義務違反又は職務懈怠である、と主張する。

しかし、当時出演者について年齢による制限を条件とはしておらず、監視に当たっていた職員は、出演者の年齢を確認する立場になかった。また、巡視の際に公序良俗に反する行為について現認したことはなく、中止させるなどの措置を講じなければならない状況になかった。

よって、職員の監視について、職務上の義務違反又は職務懈怠があったとはいえない。

(4) 行為許可後の調査について

請求人は、しらこぼと公園管理事務所長が水着撮影会後に「水着撮影会の実態を自らの主体的・能動的に調査していなかった」ことは、重大な職務上の義務違反又は職務懈怠に当たる、と主張している。

公園における行為許可に当たっては、主催者から許可申請の相談を受けて、事前にイベント内容や許可条件について説明等を行った上で、正式な許可申請を受付け、許可条件を付して許可をしている。公園管理者は、行為許可したイベント実施中においては、イベントが許可申請と合致しているか、許可条件に違反していないかについて、巡回により確認しているが、イベント終了後においては、イベントの内容等に関する調査は行っていない。水着撮影会の場合も、同様にイベント実施中は職員が巡回により確認をしており、イベント終了後における調査は行っていない。

これら一連の手続の中に不適当な点はなく、イベント終了後に調査していなかったことが職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるとはいえない。

(5) 在り方検討会提言を受けた許可条件について

請求人は、「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会」及び県公園緑地協会が今年の3月5日に新たに、18歳未満の出演禁止・撮影会への入場禁止、禁止水着や禁止ポーズでの撮影禁止などの条件が追加されたが、従前から「それらを満たさない水着撮影会は不許可とする職務上の義務を負っていた」「未成年者の出演が予定されていたことを理由に中止要請を行うべきであった」と主張している。

しかし、水着撮影会在り方検討会での提言を受けて、新たな許可条件では未成年者の参加を禁止したものであり、それ以前は、水着撮影会において未成年者の出演や入場については許可条件としていなかったため、不許可とする職務上の義務は負っていなかった。

もとより、法令は既に行われた行為に対して遡って適用されないとする「法令不遡及の原則」という考え方があり、こうした考え方からも、在り方検討会で提言さ

れた新たな許可条件に基づき、遑って当時の水着撮影会を不許可としなかった、又は、中止要請を行わなかったことが、職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるということは適当でない。

(6) 行為許可の不当性について

水着撮影会に係る行為許可については法令等にしがって行われている。一方で、行為許可の不当性を判断する際には青少年保護に対する配慮や出演者の「表現の自由」など様々な保護すべき権利の均衡を考慮する必要がある。都市公園の自由使用の原則などを踏まえると当時の許可条件に照らして不当とはいえない。

(7) A、川越公園管理事務所長、加須はなさき公園管理事務所長の非違行為について

上記のとおり、水着撮影会に係る行為許可に関して、A、川越公園管理事務所長、加須はなさき公園管理事務所長について、違法性は認められず不当ともいえない。

よって、非違行為はないと判断する。

したがって、各所長の上司としてのB及びCに管理監督責任はないと判断する。

(8) 懲戒処分及び勤務成績評価に伴う給与の過大支出について

請求人は、B、C及びAは、それぞれの非違行為により、懲戒処分ないしは勤務成績評価に基づく昇給停止が行われなかったことは、違法又は不当な不作為である、と主張している。加えて、それらの不作為により、給与が過大に支出されている、と主張している。

地方公務員法では、第29条第1項第1号の法令違反及び第3号の全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に県職員を懲戒処分することができることが規定されている。

しかし、上記のとおり、B、C及びAには法令違反及び非違行為は認められない。

また、勤務成績評価に反映する非違行為も無かったと認められる。

よって、懲戒処分又は勤務成績評価に関連して、給与が過大に支出されているとはいえない。

(9) 一般行政上の行為について

水着撮影会を含む行為許可条件の内容については、一般行政上の意思決定に属するものであるため、本件措置請求に係る監査の対象とはしていない。

(10) その他

水着撮影会の開催にあたっては、公序良俗に反しているのではないかとの県民からの疑念をいだかれないう、新たな許可条件のもと、適切に管理運営を行われたい。

以上